

失業者の退職手当の追加給付について

当組合が共同処理する常勤職員の退職手当支給事務に関する構成市町村及び一部事務組合等の職員（以下「職員」という。）を退職された職員で、過去に雇用保険の基本手当に相当するものとして、「新潟県市町村総合事務組退職手当支給条例」に基づき、「失業者の退職手当」の給付を受けた方に、追加給付について以下のとおりお知らせします。

1 追加給付について

既に報道等されておりますが、厚生労働省の毎月勤労統計調査において不適切な取扱いが行われたことにより、平成 16 年 8 月 1 日以降の雇用保険の基本手当日額が変更されました。

それに伴い、退職者に対し雇用保険の基本手当に相当するものとして、新潟県市町村総合事務組退職手当支給条例に基づき支給を行って

きました「失業者の退職手当」に追加給付が生じました。

※ 毎月勤労統計調査の不適切な取扱いの詳細については、厚生労働省ホームページを御覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html<外部リンク>

2 対象者

- (1) 魚沼市を平成 16 年 11 月 30 日に退職された職員で雇用保険の基本手当に相当するものとして、「新潟県市町村総合事務組退職手当支給条例」に基づき、「失業者の退職手当」の給付を受けた方のうち、まだ当組合から連絡がない方又はその遺族
- (2) 当組合から次の文書をお受け取りになった方でまだ報告書を提出されていない方

「失業者の退職手当の追加給付について(通知)(令和 2 年 9 月 23 日付 新総退第 60 号)」

3 時効

令和 6 年 10 月 31 日に時効となり、これより後は請求することができなくなります。

4 提出先・お問い合わせ先

住所：〒950－0965

新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県市町村総合事務組合

電話：025－284－4154

※ お問い合わせの際は、「失業者の退職手当の追加給付の件」とお伝えください。